学生各位

学生生活支援課長

<u>台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害</u>及び <u>令和3年8月11日からの大雨による災害</u>に係る災害救助法適用地域の

世帯・学生に対する給付奨学金家計急変採用 及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて(通知)

標記につきまして、日本学生支援機構から通知がありました。

当該の災害により家計が急変し、奨学金を希望する者については、給付奨学金の家計急変採用、貸与 奨学金の緊急・応急採用に申し込むことができることがあります。

つきましては、下記事項を参照の上、学生生活支援課⑪番窓口奨学金担当まで申し出てください。

記

1. 適用地域

台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害 (法適用日:令和3年8月10日)

【青森県】むつ市、上北郡七戸町、下北郡風間浦村

<u>令和3年8月11日からの大雨による災害</u>(法適用日:令和3年8月12日、13日)

【広島県】

安芸高田市、山県郡北広島町、三次市、広島市(全区)

【佐賀県】

武雄市、嬉野市、杵島郡大町町

【福岡県】

久留米市

【島根県】

江津市、邑智郡川本町、邑智郡美郷町

※適用地域は、順次追加されることがあります。

2. 適用地域の準用

上記近隣地域で、同等の災害にかかった学生、及び同地域に勤務し勤務先が被災した世帯主をもつ 学生についても、適用地域に準じて取り扱うものとする

3. 申出先

学生生活支援課 奨学金担当

以上

対象地域の拡大

令和3年8月11日からの大雨による災害

(法令適用日:令和3年8月15日)

【福岡県】

八女市、みやま市

【長野県】

岡谷市、諏訪市、上伊那郡辰野町、木曽郡上松町、木曽郡王滝村、木曽郡木曽町

【長崎県】

雲仙市、南島原市